

青森県報

第四千四百十五号

平成三十年
二月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……一
- 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正……………(建築住宅課) ……一

公 告

- 農用地利用配分計画の認可申請……………(構造政策課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……二

告 示

青森県告示第百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限

三戸町国民健康保険
三戸中央病院

三戸郡三戸町大字川守田字沖
中九の一

平成三十三年二月二十八日

青森県告示第百十四号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成三十年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年四月二日から同月十三日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 操業期間 平成三十年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第百十五号

平成二十九年三月一日青森県告示第百四十四号(建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号中「係る建築物」の下に、「法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等である建築物」を加え、同号の表4の項を次のように改める。

4 下宿、共同住宅（階数が三以上である共同住宅であつて、床及びはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。）、寄宿舎、一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅	地階を除く階数が二以上のものであつて、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの
--	---

第三号の表に次のように加える。

6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のものを除く。）	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
---	---

附則

- この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
- この告示による改正後の第三号の規定は、平成三十年四月一日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び同法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物について適用し、同日前に同法第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び同法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物については、なお従前の例による。

公 告

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課にお

いてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。
なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地	認可申請日
藤林 賢治	弘前市大字青女子字有原四〇五の一	弘前市大字青女子字有原四〇七	弘前市大字青女子字有原四〇七	平成三〇・二

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 商号又は名称 株式会社BLUE8
- 代表者の氏名 山田真志雄
- 主たる営業所の所在地 八戸市根城八丁目一三の七
- 許可番号 青森県知事許可（般一四）第三〇〇五三五号
- 取消年月日 平成三十年二月八日
- 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実 平成三十年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
-----------------------------------	---	--------------------------------